

質 疑 応 答 書

令和 7 年 5 月 2 日

中標津町長 西 村 穰

次の工事（業務）に関わる設計図書について質問があったので回答する。

工事（業務）名	中標津下水終末処理場最初沈殿池機械設備更新工事	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
1. 特記仕様書 P7、第 2 章、第 1 条、12.特記事項 (2) に越流堰は既設流用とするとの記載がありますが、既設越流堰の劣化や据付の状況によっては、取外しの際に破損、もしくは切断等を行う必要性が生じ、既設越流堰を再設置できない場合がございます。この場合には一部または全体的な越流堰新規製作について別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	1. 別途協議で問題ありません。	
2. 特記仕様書 P3、第 1 章、13.特記事項、(3)総合試運転費について、設計書には総合試運転費が計上されておられません。総合試運転は本工事の範囲外という理解で宜しいでしょうか。	2. 総合試運転費は本工事の範囲外で問題ありません。	
3. 施工時期について制約がありましたらご教示ください。	3. 施工時期についての制約はございません。	
4. 同時期に施工が想定される別途ご発注の工事がある場合は、工事内容をご教授ください。	4. 電気工事の発注がございます。主な内容としては、計装設備、監視制御設備の機能増設、現場盤の据え付け工事等となっております。	

<p>5. アスベスト使用箇所について、設計書等に特に記載が見当たりませんでした。既設躯体等にアスベスト含有が確認された場合には、施工方法・期間等について別途協議とさせていただきます。</p>	<p>5. 別途協議で問題ありません。</p>
<p>6. 特記仕様書 第2章 第1条 12.特記事項 (1)に合成木材覆蓋は別途工事にて現地搬入済みであるとの記載があります。一方、ご発注図の土木付帯設備図(土木図 図番2)に F-1 として合成木材覆蓋 6 か所の更新が図示されていて、かつ設計内訳書にも合成木材蓋設置として 850×1000 枠共 材工共 6箇所 との記載があります。以上より、現地搬入済みの合成木材覆蓋は円形水槽上部の覆蓋のみであり、土木付帯設備図にて F-1 として示された 6箇所の覆蓋は、受枠ともに今回工事に製作・取付が必要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>6. 土木付帯設備図にて F-1 として示された 6箇所の覆蓋は、受枠ともに今回工事に製作・取付が必要です。</p>